

「論文提出による博士」〔本研究科単位修得満期退学者で、博士課程入学時から起算して6年（休学期間は算入しない）以内の申請者に限る〕の学位論文審査申請時において求める研究業績について

(研究科委員会最終確認 令和5年3月15日)

◇教育構造論講座

【令和4年度以前の入学生に適用】

1. 学位論文に関連するレフェリーつき学術論文ないし学術刊行物3本以上有すること。このうち1本は「学校教育学研究論集」に掲載された論文を含めることができる。
2. 当該学術論文ないし学術刊行物については、単著であることをその要件とするが、第1著者であれば共著を認める。

【令和5年度入学生から適用】

1. 学位論文に関連するレフェリーつき学術論文ないし学術刊行物3本以上有すること。このうち1本は課程入学後に公刊されたものとし、それ以外は入学前の研究業績についても認める。また1本は「学校教育学研究論集」に「論文」として掲載された論文を含めることができる。
2. 当該学術論文ないし学術刊行物については、単著であることをその要件とするが、第1著者であれば共著を認める。

◇教育方法論講座

【令和4年度以前の入学生に適用】

- レフェリー付きの学術刊行物2本以上を有すること。
なお、本研究科論文集「学校教育学研究論集」は、前記刊行物に準ずるものとする。

【令和5年度入学生から適用】

1. 学位論文の内容に関連するレフェリー付きの学術刊行物2本以上を有すること。これには、博士課程入学前の研究業績を含めることができる（発表年、本数は問わない）。学術刊行物2本以上を原則とするが、うち1本は、「学校教育学研究論集」をはじめとする「審査制度の確立されている学術雑誌」であればよい。なお、学術刊行物とは、国内にあっては「日本学術会議協力学術研究団体として認定された学会の機関誌」、国外にあってはそれに準ずる学術雑誌を指す。
2. 共著論文の場合、ファーストオーサーであること。

◇発達支援講座

【令和4年度以前の入学生に適用】

- 学位論文の内容に関連する審査論文（審査制度の確立されている学術雑誌に掲載あるいは掲載可とされた、原則として原著論文あるいは原著論文に準じた学術論文）を3本以上有すること。
そのうち1本は、本研究科の論文集「学校教育学研究論集」に掲載された論文を含むことができる。

【令和5年度入学生から適用】

1. 博士論文に関連し、審査制度の確立されている国内外の学術雑誌に掲載あるいは掲載可とされた原則として原著論文、あるいは原著論文に準じた学術論文3本以上を有すること。但し、3本の中に、「学校教育学研究論集」に掲載された原著論文を1本含むことができる。また、原著論文、あるいは原著論文に準じた学術論文の中に、正規に審査を経ているという条件を満たせば、資料、研究ノート、教育実践研究なども研究業績に含めることができる。
2. 上記の論文は、共著論文の場合、ファーストオーサーであること。
3. 上記の論文に、入学前の研究業績1本を含めることができる。

◇言語文化系教育講座

【令和4年度以前の入学生に適用】

- 審査制度の確立されている学術雑誌に掲載された研究論文を3本以上有すること。
なお、この中に本研究科論文集「学校教育学研究論集」に掲載された論文を含むことができる。
研究業績は、正副の部会代表に、専攻領域の近い教員などを加えて審査し評価する。

【令和5年度入学生から適用】

- 審査制度の確立されている学術雑誌に掲載された研究論文を3本以上有すること。なお、この中に本研究科論文集「学校教育学研究論集」に掲載された論文を1本含むことができる。
「研究論文」には、審査制度の確立されている学術雑誌で正規に審査を経ているという条件を満たせば、「研究ノート」・「教育実践記録」等も含めることができる。ただし、その際には、「研究ノート」・「教育実践記録」等のカテゴリーを明記すること。
また、「研究論文」には、審査制度の確立されている学術雑誌に掲載され、かつ博士論文に関連する内容であるという条件を満たせば、博士課程入学前の研究業績も1本含めることができる。
研究業績は、正副の部会代表に、専攻領域の近い教員などを加えて審査し評価する。

◇社会系教育講座

【令和4年度以前の入学生に適用】

- 既発表論文を原則として2本以上有し、その中に、学位論文に関連する学術論文（※）を1本以上有すること。
※ 学術論文とは、概ね以下のようなもので学術的であると認められるものをいう。
 - ・ 査読制度があり、全国規模以上の学術雑誌
(査読制度に替る同等以上の評価システムがあるものを含む。)
 - ・ 学術書（自費出版的なもの、啓蒙書は除く。)
 - ・ 国際研究集会、国際会議等のProceedings(予稿集、アブストラクトは除く。)
 - ・ 紀要とその他(本研究科論文集「学校教育学研究論集」掲載論文を含む。)

【令和5年度入学生から適用】

1. 既発表論文を原則として2本以上有し、その中に学位論文に関連する学術論文（*）を2本以上有すること。*学術論文とは、概ね以下のようなもので学術的であると認められるものをいう。
 - ・ 査読制度があり、全国規模以上の学術雑誌（査読制度に替る同等以上の評価システムがあるものを含む。)
 - ・ 学術書（自費出版的なもの、啓蒙書は除く。)
 - ・ 国際研究集会、国際会議などのProceedings（予稿集、アブストラクトは除く。)
 - ・ 紀要とその他（本研究科論文集『学校教育学研究論集』掲載論文を除く。)
2. 博士課程入学前の業績については審査を行い、認められたものを2本のうち1本に含めることができる。
3. 共著論文の場合は、原則としてファーストオーサーであること。ただし、形式に関わりなく実質で判断する。

◇自然系教育講座

【令和4年度以前の入学生に適用】

- 学位論文に関連する論文を3本以上有し、うち1本はレフリース付きで本研究科入学後に発表したものであること。
なお、この中に本研究科論文集「学校教育学研究論集」に掲載された論文を含むことができる。

【令和5年度入学生から適用】

- 本研究科入学後に発表した学位論文に関連する論文を4本以上有し、うち1本はレフリース付きであること。
なお、この中に本研究科論文集「学校教育学研究論集」に掲載された論文を含むことができる。

◇芸術系教育講座

【令和4年度以前の入学生に適用】

- 学位論文に関連するレフェリー付きの論文2本以上を有すること。ただし、1本は単著とし、他は単著、もしくは学位を受けるものがファーストオーサーの共著とする。
上記論文のうち1本は、(1) 査読付学会誌の「研究ノート」に代えることができる。ただし、『学校教育学研究論集』の研究ノートは含まない。また、(2) 3回以上の研究発表(演奏・作品発表等)に代えることができる。
なお、論文については、『学校教育学研究論集』に『論文』として掲載されたものを含めることができる。
平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例とする。

【令和5年度入学生から適用】

1. 入学後に発表した学位論文に関連する査読付の学術論文ないし学術刊行物2本以上を有すること。論文は単著とする。
2. ただし論文2本のうち1本は、4回以上の研究発表(演奏・作品発表等)に代えることができる。

◇健康・スポーツ系教育講座

【令和4年度以前の入学生に適用】

- 審査制度の確立されている学術雑誌に掲載あるいは掲載可とされた学術論文等の審査付論文を2本以上有すること。
ただし、2本の中に、本研究科の論文集「学校教育学研究論集」に掲載された論文を1本含むことができる。

【令和5年度入学生から適用】

- 審査制度が確立されている学術雑誌に掲載あるいは掲載可とされた学術論文等の審査付き論文を3本以上有すること。これらの論文は学術雑誌に掲載されたレフリー付きの単著又はファーストオーサーの学術論文であること。
ただし、3本の中に、当連合大学院研究科が編集、出版する『学校教育学研究論集』に掲載された『論文』を1本含むことができる。この『論文』とは『学校教育学研究論集』の基準により区分された『論文』を指す。

◇生活・技術系教育講座

【令和4年度以前の入学生に適用】

- 学位論文となる審査付きの一連の論文を2ないし3本以上有すること。そのうち1本は、本研究科の論文集「学校教育学研究論集」に掲載された論文を含むことができる。

【令和5年度入学生から適用】

- 学位論文に関連するレフリー付き論文(掲載決定である論文も含む)を3本以上有すること。そのうち1本は、本研究科の論文集「学校教育学研究論集」(研究ノート、教育実践記録を含む)に掲載された論文を含むことができる。また1本は学位論文に関係するものであれば入学前の論文も認め、入学前の年数の制限は設けない。原則としてファーストオーサーの業績に限る。